

## (資料 5)

# 林野庁所管直轄事業における再評価第三者委員会の議事概要

## **東北森林管理局**

国有林林道事業関係

(共通事項)

- ・ 林道を開設することにより効率的な森林の整備，林産物の搬出が可能となることから事業を継続することが適当。
- ・ 大規模な林道の開設とは違い3．6 m幅の開設であるから，関係者に対してその利便性についても説明すべきである。

(クルミ平林道)

- ・ 朝日山系に近いところであり，自然保護団体等の意見等がある地域であるが，そのような意見はなかったか。(調査したが，自然保護に関する特別な意見はなかった。)

## **東北森林管理局青森分局**

国有林林道事業関係

(三ツ目内林道)

- ・ 森林の適正な維持管理等のための基盤整備として事業を継続することが適当。
- ・ 利用区域内の森林の状況，及び，伐採計画の予定はされているのか。(利用区域の27～29林班の大部分が分収造林地であり，樹種はスギが多くを占め，一部がカラマツとなっている。)
- ・ 林道開設に当たっては，開設する森林の生息動物の調査は行うのか。(林況がほとんどスギ人工林であり，事務所からも希少な動物の生息の情報が入っていないことから，特別な調査は予定していない。)
- ・ 林業効果指数が低下しているが森林の手入れのため林道は必要なのか。(森林の手入れのためと将来の伐採のため林道は必要であり，特に分収造林地の間伐等の森林整備を行っていくこととしている。)

## **関東森林管理局**

### 直轄治山事業関係

#### (大塩地区(国有林治山事業))

- ・ 当地区は、阿賀野川流域の本名ダム上流に位置し、地域の水源林としても重要な森林である。

当地区の不安定土砂の流出抑止、荒廃地の復旧整備を図ることは、本名ダム流れ込む土砂等を抑止し、ダム寿命を延ばし、地域の水源を守るためにも継続して整備することが適当。

下流への防災機能の確保という観点からすれば、透過性があり緊急時に対応するスリットダム等の検討も今後の課題として要望する。

#### (日光地区(国有林治山事業))

- ・ 当地区は、日光市の水源林として、また、日光国立公園第2種特別地域としても重要な位置にあることから、無立木地の森林を早期に復旧し、景観の保護と水源かん養機能の増進を図るためにも、継続して整備することが適当。

標高が、1,500~1,700mの亜高山帯の中で、大苗植栽の事業を試行錯誤しながら進めているところであるが、その成果をここだけで終わらせることなく継続的に記録として残していただきたい。

### 国有林林道関係

#### (七曲林道大坂支線)

- ・ 当林道の利用区域は、資源の循環利用林として恒久的に使用することと、生育良好な林分が伐採時期に達したことから新設延長するものであり、林道の延長により伐採、搬出経費の削減が期待されることから、事業を継続することが適当。

また、伐採跡地の更新に当たっては、資材運搬、通勤時間の短縮等有効に利用できる。

(大名沢林道)

- ・ 当林道の利用区域は、資源の循環利用林で、生育良好な林分が伐採時期に達したことから新設延長するものであり、林道の延長により伐採、搬出経費の削減ができ、販売に当たっては有利販売が可能となることから、事業を継続することが適当。

また、伐採跡地の更新に当たっては資材運搬・通勤時間の短縮及び将来にわたっての森林管理が容易になる。

(津川赤谷(松野沢)林道)

- ・ 当林道の利用区域の林分は生育良好で、既に間伐時期に達した林分が多く、早急に間伐を実施する必要があることから、事業を継続することが適当。

また、一部に伐採時期を迎えた林分もあるが、搬出条件が悪く販売が困難な状況は林道を開設し搬出条件を改善し、併せて間伐を推進し資源の有効利用を図る。

(その他)

- ・ コスト削減のために間伐材を使用するのもよいが、恒久的構造物を要求されるところに安易に使用することは、二重投資になるおそれがあるのでただ単に間伐材を使用することは危惧される。コスト面を考えるなら、設計時の線形まで踏み込んで考えるべき。

## **関東森林管理局東京分局**

### 直轄治山事業関係

(西俣地区(国有林治山事業))

- ・ 当地区は、中央構造線、赤石裂線、糸魚川～静岡構造線に挟まれ、地域全体が断層の影響を受けてきわめて脆弱な地質なうえ、平均降水量が県内で最も多い地域という条件も加わり多くの崩壊地が発生している。

また、下流には水窪ダムや人家等の保全対象があるとともに、水源地域として水窪町はもとより、下流の市町村にとって重要な地区であることから、今後とも治山事業を継続することが適当。

## 国有林林道事業関係

### (熊穴支線)

- ・ 間伐の推進と適切な森林の整備を図り，健全な森林を育成することにより，水源かん養機能の維持増進を図る必要がある。また，民有林林道に連結させることにより，山林火災，自然災害時等において迂回路としての機能が発揮されることから事業を継続することが適当。
- ・ コスト縮減だけでなく，水源かん養保安林であり，村の取水口等もあることから，より森林の機能を高める努力が必要。

## **中部森林管理局**

## 直轄治山事業関係

### (北御所川地区(国有林治山事業))

- ・ 当地区は，駒ヶ岳の直下に位置し，風化された花崗岩で地形が急峻な上，破碎が進んでいることから，崩壊が多く土砂生産が著しい。このため，下流域での土砂災害が懸念されている。

また，下流市町村である駒ヶ根市及び宮田村が生活用水を取水していること，地元観光に重要な県道駒ヶ根公園線が並行して走っていることから，治山事業を継続していくことが適当

なお，樹木の植栽に当たっては，単一樹種による同齢林とならないよう，多樹種異齢林となるよう考慮するとともに，流域の間伐の促進による森林整備の推進のため，地元の間伐材利用も考慮願いたい。

### (下押出沢地区(国有林治山事業))

- ・ 当該地区は，風化の著しい黒雲母花崗岩からなる脆弱な地質であり，過去に土石流災害も発生していること。現河床にも不安定土砂が堆積しているほか，崩壊地からの土砂供給も旺盛であること。下流集落が生活用水を取水していることから，今後とも治山事業を継続していくことが適当。

なお，事業実施に当たっては，流域の間伐促進による森林整備の推進のため，地元の間伐材利用も考慮願いたい。

## **中部森林管理局名古屋分局**

### 直轄治山事業関係

(相ノ又地区(国有林治山事業))

- ・ 当該地区の事業の継続については異議がない。  
 今後は、国民に対して、この事業を実施したことの効果を数値で示せないか。

(間名古屋谷地区(国有林治山事業))

- ・ 当該地区の事業の継続については異議がない。  
 河床に堆積した土砂について、治山工事によりコントロールしている量を数量化して示し、治山工事の必要性を外部に理解してもらう必要があるのではないか。

(岩村地区(国有林治山事業))

- ・ 当該地区の事業の継続については異議がない。  
 市街地近郊林で下流域の重要な水源地でもあることから、ハードの治山工事に加え、ソフト面の森林整備を積極的に推進していく必要があるのではないか。

# **近畿中国森林管理局**

## 直轄治山事業関係

### (共通事項)

- ・ 災害の発生予防や初期対応にも力を入れることにより，一層のコスト削減や景観等自然環境への配慮をはかることが望ましい。

### (武庫川地区(国有林治山事業))

- ・ 地元の防災対策上，沢沿いの不安定土砂の流下を防止するための溪間工を早期に実施することが必要なことから，事業を継続することが適当。  
なお，施設の設計・施工に当たっては，景観の保全に配慮した工法(素材・色等)を採用することが望ましい。

### (小田川本流地区(国有林治山事業))

- ・ 森林の有する公益的機能を高め下流域を保全するため，崩壊地の拡大及び新たな土砂生産を防止する山腹工，森林整備の実施が必要なことから，事業を継続することが適当。  
なお，設計・施工に当たっては，地元意見を考慮し自然環境への影響に配慮しつつ，適切に実施することが望ましい。

## 国有林林道事業関係

### (坂泰林道大泰支線)

- ・ 健全な森林の維持管理及び流域林業の推進のため，事業を継続することが適当。なお，周辺民有林林道と連携した効率的な路網整備に努めるとともに，施工に当たっては，林道支障木等を活用し十全な土砂流出防止対策を講じることが望ましい。

## **四国森林管理局**

### 国有林林道事業関係

#### (共通事項)

- ・ 森林を適切に保全管理するうえで林道の整備が必要であり，事業を継続することが適当。
- ・ 箇表の市町村の要望等の欄は，たとえば，事業変更等の要請がある場合とは，どのような場合を言うのか。（自然環境保全等の理由から事業の中止や計画の変更等の要望が市町村からある場合であり，今回はそのような要望はなかった。）
- ・ 葛籠谷黒滝山231林班の人工林のスギ・ヒノキの割合はどのくらいか。（小班により異なるが，全体ではスギ4割，ヒノキ6割である。）

## **九州森林管理局**

### 直轄治山事業関係

#### (吹上浜地区(国有林治山事業))

- ・ 本事業は，防風，防潮，防砂等の役割を果たすため，急を要する事業と判断されるので，事業を継続することが適当。  
特に，本事業は地元住民の生活との関わりが強く，地域住民からの要望も強い事業であることから，できるだけ早く目的達成に努められたい。  
併せて，市町村及び県の要望にもあるように，景観へ十分配慮した事業を行うなど，地元の意見を踏まえた事業を進めることが望まれる。

### 国有林林道事業関係

#### (共通事項)

- ・ 事業の継続は森林管理上妥当かつ重要と判断される。従って，次年度以降も事業を継続されたい。特に，本事業対象地となる人工林はいずれも伐期に近づいており，その整備は急務であり，早急な事業の促進が望まれる。  
なお，事業実施の際，事業対象地域における河川の水質汚濁防止，災害防止，環境保全など市町村及び県の要望や意見を十分踏まえて事業を進めることが求められるが，この点について，森林管理局検討委員会での再評価でも十分配慮されているものと判断する。